指定訪問看護等におけるサテライト事業所の設置に係る取扱指針

平成28年５月18日制定

高知県地域福祉部高齢者福祉課

**１ 基本要件**

指定訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）の指定は、原則としてサービス提供の拠点となる事業所（以下「本体事業所」という。）ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定することができる取り扱いとする。

（１）利用申込みに係る調整、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」と

いう。）の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

（２）職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所

との間で相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所の従業者が急病等で訪問看護等

の提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）に

あること。

（３）苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

（４）事業の目的、運営方針、営業日、営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められ

ること。

（５）人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

**２　サテライト事業所の人員配置**

（１）管理者

　　　　本体事業所に置かれている管理者は、サテライト事業所を含めて一元的に管理すること。

（２）看護職員

　　　病院又は診療所以外の指定訪問看護事業者等におけるサテライト事業所にあっては、本体事業所と合わせて訪問看護等の提供に当たる保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を常勤換算方法で 2.5以上となる員数を配置し、病院又は診療所である指定訪問看護事業者等におけるサテライト事業所にあっては、本体事業所と合わせて訪問看護等の提供に当たる看護職員を適当数配置すること。

ただし、サテライト事業所において（介護予防）訪問看護計画及び（介護予防）訪問看護報告

書の作成を行う場合は、看護師又は保健師を少なくとも１名配置すること。また、准看護師のみが配置される場合は、本体事業所で（介護予防）訪問看護計画及び（介護予防）訪問看護報告書等の作成が行われるなどの支援体制のもとに行われること。

**３　設備基準**

　（１）事務室

事業の運営に必要な専用の面積を有するものとする。

　（２）設備及び備品

訪問看護等の提供に必要な設備・備品を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要性がある。

**４ 指定申請若しくは変更届提出の際の添付書類**

サテライト事業所の設置を含む指定申請を行う場合又はサテライト事業所を設置するための変更届を提出する場合は、次の書類を添付すること。

（１）変更届出書

（２）運営規程（変更後分）

（３）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

（４）図面及び写真

（５）位置図

（６）設置要件を満たすことについての報告書

（７）サテライト設置に係る誓約書

**５ その他**

サテライト事業所の設置を希望する事業者は、高知県地域福祉部高齢者福祉課と事前に協議

すること。

その際には、本体事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容等について

明確に示すこと。

**６ 申請・届出先**

サテライト事業所に係る指定申請先又は届出先は、本体事業所を所管する高知県地域福祉部高齢者福祉課とする。